

個人課税関係

令和6年版 誤りやすい事例

（国税通則法・所得税法・消費税法）

岸和田税務署
個人課税部門

目 次

	頁
【国税通則法関係】	
No. 1 ～ 確定申告	1
No.11～ 更正の請求	4
No.27～ 更正・決定等の期間制限	9
No.33～ 過少申告加算税	11
No.37～ 加重分	12
No.40～ 無申告加算税	13
No.46～ 重加算税	19
No.49～ 不服審査	20
No.51～ その他	20
【所得税法関係】	
No. 1 非課税	22
No. 2 所得の帰属・納税地	25
No. 3 利子所得	26
No. 4 配当所得	27
No. 5 不動産所得	28
No. 6 譲渡所得	29
No. 7 退職所得	30
No. 8 一時所得	31
No. 9 雑所得	32
No.10 収入金額	36
No.11 必要経費	37
No.12 損益通算	47
No.13 繰越損失	50
No.14 雑損控除	56
No.15 医療費控除	56
No.16 社会保険料控除等	62
No.17 寄附金控除	63
No.18 障害者控除	65
No.19 寡婦控除・ひとり親控除	67
No.20 勤労学生控除	68
No.21 配偶者控除・配偶者特別控除	69
No.22 扶養控除	70
No.23 地震保険料控除	73
No.24 基礎控除	74
No.25 配当控除	75
No.26 分配時調整外国税相当額控除	77
No.27 外国税額控除	77
No.28 住宅借入金等特別控除	79
No.29 住宅耐震改修特別控除	91
No.30 確定申告	92
No.31 電子申告関係	96

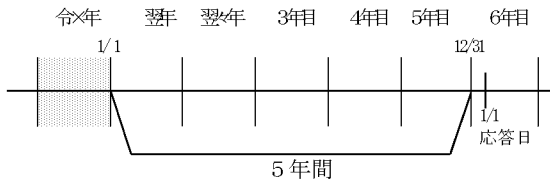
目 次

	頁
【消費税法関係】	
No. 1 ～ 課税範囲	98
No.11～ 非課税取引	100
No.23～ 納税義務者	103
No.37 資産の譲渡等の時期	106
No.38～ 課税標準	106
No.44～ 仕入税額控除	108
No.53～ 簡易課税制度	111
No.60～ 申告等	112
No.64～ 届出等	113
No.73～ 輸出品販売場	116

※1 ★印を付した事例は、特に注意を要するものである。

※2 下線が引いてある事例は、新たに追加したものである。

個人課税関係誤りやすい事例（国税通則法関係）【令和6年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
【確定申告】 1 令和X年分の所得税の還付申告書を提出できる期間は、法定申告期限から起算して5年間であるから、令和X年分の還付申告書を提出できる最終日は、法定申告期限（翌年3月15日）から5年後の3月15日であるとした。★ 2 令和X年分の消費税及び地方消費税の還付申告書を提出できる最終日は、法定申告期限（翌年3月31日）から5年後の3月31日であるとした。 3 令和4年分の所得税について、所得税法等を適用して計算した場合の所得税額が、配当控除の額と年末調整に係る住宅借入金等特別控除の額との合計額を超える場合は確定申告義務があるため、還付申告書を提出する場合であっても翌年3月15日までに提出しなければならないとした。	1 還付申告書を提出できる期間は、申告書を提出できる日から起算して5年間である（通法74①）。 令和X年分の所得税の還付申告書は、翌年1月1日から提出することができるのであるから、最終日は、その5年後の応答日の前日（12月31日）である。  （注） 1 申告書を提出できる期間は、応答日の前日に満了する（起算日が日によって定められていないため、午前零時から起算されるので初日を算入する。）。 2 申告「期限」ではないので、満了日が土日祝日であってもその翌日とはならない（通法10）。 2 還付申告書を提出できる期間は、申告書を提出できる日から起算して5年間である（通法74①）。 令和X年分の消費税及び地方消費税の還付申告書は、翌年1月1日から提出することができるのであるから、最終日は、その5年後の応答日の前日（12月31日）である（消法45、46）。  3 令和3年分以後の所得税については、所得税法等を適用して計算した場合の所得税額が、配当控除の額と年末調整に係る住宅借入金等特別控除の額との合計額を超える場合（損失申告書を提出する場合を除く。）であっても、控除しきれない外国税額控除、源泉徴収税額又は予定納税額があり還付申告となる場合には、確定申告義務はない（所法120、措法41の2の2⑥二、令3改所法附則7）。 事例の場合、令和4年分の所得税の還付申告であ

個人課税関係誤りやすい事例（国税通則法関係）【令和6年版】

誤った取扱い	正しい取扱い																													
	り、確定申告義務がないため、翌年3月15日までに還付申告書を提出しなくても差し支えない。 （注）令和2年分以前は、還付申告であっても、所得税法等を適用して計算した場合の所得税額が、配当控除の額と年末調整に係る住宅借入金等特別控除の額との合計額を超える場合（損失申告書を提出する場合を除く。）は確定申告義務があるため（旧所法120、措法41の2の2⑥二）、翌年3月15日までに提出しなければならない。 【平成23年分～令和2年分】 <table><tr><td rowspan="3"></td><td colspan="2">所法120の還付申告書 (申告義務あり)</td><td>所法122の還付申告書 (申告義務なし)</td></tr><tr><td>(期限内申告書)</td><td>(期限後申告書)</td><td></td></tr><tr><td>還付請求申告書 以外の申告書</td><td colspan="2">還付請求申告書 (通令26)</td></tr><tr><td>法定申告期限</td><td colspan="2">翌年3月15日 (所法120)</td><td>法定申告期限なし</td></tr><tr><td>申告書を提出できる期間 (通法141)</td><td colspan="3">翌年1月1日から 5年間</td></tr></table> 【令和3年分以降】 <table><tr><td rowspan="2"></td><td colspan="2">所法122の還付申告書 (申告義務なし)</td></tr><tr><td colspan="2">還付請求申告書 (通令26)</td></tr><tr><td>法定申告期限</td><td colspan="2">法定申告期限なし</td></tr><tr><td>申告書を提出できる期間 (通法141)</td><td colspan="2">翌年1月1日から 5年間</td></tr></table>		所法120の還付申告書 (申告義務あり)		所法122の還付申告書 (申告義務なし)	(期限内申告書)	(期限後申告書)		還付請求申告書 以外の申告書	還付請求申告書 (通令26)		法定申告期限	翌年3月15日 (所法120)		法定申告期限なし	申告書を提出できる期間 (通法141)	翌年1月1日から 5年間				所法122の還付申告書 (申告義務なし)		還付請求申告書 (通令26)		法定申告期限	法定申告期限なし		申告書を提出できる期間 (通法141)	翌年1月1日から 5年間	
	所法120の還付申告書 (申告義務あり)		所法122の還付申告書 (申告義務なし)																											
	(期限内申告書)		(期限後申告書)																											
	還付請求申告書 以外の申告書	還付請求申告書 (通令26)																												
法定申告期限	翌年3月15日 (所法120)		法定申告期限なし																											
申告書を提出できる期間 (通法141)	翌年1月1日から 5年間																													
	所法122の還付申告書 (申告義務なし)																													
	還付請求申告書 (通令26)																													
法定申告期限	法定申告期限なし																													
申告書を提出できる期間 (通法141)	翌年1月1日から 5年間																													
4 提出期限が3月15日である令和X年分からの青色申告承認申請書が令和X年3月15日付の通信日付印が表示された封筒（税務署受付3月16日）により郵送されたが、通法22の規定の適用がないため令和X年分からの青色申告申請を承認しなかった。	4 「青色申告承認申請書」は、発信主義が適用される「国税庁長官が定める書類」に該当するため、事例の場合は、令和X年3月15日に提出されたものとみなされる（令和X年分から青色申告とすることができる。）。 （注）発信主義の適用範囲を定める告示（平成18年国税庁告示第7号）は、平成18年4月1日以後の通信日付印が表示された郵便物等について適用される。																													
5 令和X年分の確定申告書を法定申告期限内に郵便で提出したが料金不足で返戻されたため、法定申告期限後の3月19日に来署し提出した。 郵便物に添付された返戻連絡せんの日付印は、法定申告期限内の3月11日となっていたので、当該申告書を期限内申告書として取り扱った。	5 返戻連絡せんの日付印が法定申告期限内であったとしても、当該申告書を期限内に提出されたものとみなす規定はないから、事例の申告書は、期限後申告書となる。 なお、郵便（又は信書便）により提出された場合は、郵便物（又は信書便物）の通信日付印により表示された日（表示がないとき又は表示が不明瞭なときは、通常要する送付日数を基準とした場合にその日に相当するものと認められる日）に提出されたも																													

個人課税関係誤りやすい事例（国税通則法関係）【令和6年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
6 令和X年分の所得税について、申告義務がある者が申告書を提出しないまま、令和X年の翌年1月31日に死亡した場合、準確定申告書の提出期限は令和X年分の法定申告期限（令和X年の翌年3月15日）であるとした。★ 7 法定申告期限が3月15日である令和X年分の所得税について、申告義務がある者が、申告書を提出しないまま、令和X年の翌年3月20日に死亡した場合において、その相続人から令和X年分の準確定申告書が令和X年の翌年7月9日（その相続があったことを知った日の翌日から4月以内）に提出されたので、期限内申告として取り扱った。 8 令和X1年5月31日に死亡した者の令和X1年分の所得税の準確定申告書（還付申告書）を提出できる最終日は、令和X6年12月31日であるとした。★	のとみなされる（通法22）。 6 法定申告期限前に死亡した納税者の相続人は、原則としてその相続の開始があったことを知った日の翌日から4月以内に、令和X年分及びその翌年分に係る準確定申告書を提出することとなる（所法124、125）。 （注）令和4年1月1日以後に提出期限が到来する所得税の準確定申告で、令和3年度改正前における申告義務がある者の還付申告に該当するものについては、改正後の所法120の規定から除かれることから、確定申告期限の定めはないことに留意する。 7 申告義務がある者が確定申告書を提出せずに法定申告期限後に死亡した場合、その相続人が提出する準確定申告書には所法124①の適用がないことから、期限後申告となる（通法18、所基通124・125－2）。 （注）令和4年1月1日以後に提出期限が到来する所得税の準確定申告で、令和3年度改正前における申告義務がある者の還付申告に該当するものについては、確定申告期限の定めはないことに留意する。 8 還付申告書を提出できる期間は、申告書を提出できる日から起算して5年間である（通法74①）。 居住者が年の途中で死亡した場合に、その相続人が還付請求をすることができるのは、死亡の日の翌日からであるため（所法125）、最終日は、死亡の日の翌日（令和X1年6月1日）の5年後の応当日の前日（令和X6年5月31日）となる。 令X1年 令X2年 令X3年 令X4年 令X5年 令X6年 令X7年 5年間

個人課税関係誤りやすい事例（国税通則法関係）【令和6年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
9 居住者が年の中途で出国した場合、納税管理人を定めていても、出国をする日までに確定申告書を提出しなければならないとした。★	9 所得税法上の「出国」とは、納税管理人を定めずに国内に住所及び居所を有しないこととなる場合をいう（所法2①四十二）。 したがって、事例の場合は、「出国」に該当せず、納税管理人を通じて通常の確定申告期間（翌年2月16日～3月15日）に申告を行うこととなる（通法117、所法120、126、127）。 なお、「出国」後に納税管理人の届出書を提出した場合は、出国をする日までに確定申告書を提出しなければならないため、「出国」後に提出した確定申告書（還付請求申告書を除く）は「期限後申告」となる。 （参考） 令和3年度改正により、納税者が納税管理人の選任義務を履行しない場合、最終的には、納税管理人を指定できる等の措置が講じられた（通法117）。
10 給与所得者の還付申告書について、還付前であれば、取り下げることができるとした。★	10 確定申告行為は、申告と同時に税額が具体的に確定するものであるから取り下げることができない（通16①一）。 なお、第3期に納税額がある申告書で、申告義務がない者から提出された申告書については、撤回届出書により撤回することができる（所基通121-2）。 （参考） 確定申告書の取下げは、夫の申告書が妻の氏名で提出された場合や法定申告期限後に提出された訂正申告書について修正申告書又は更正の請求書と取り扱うことができない場合など、申告書が無効と認められる場合において、税務署の指導により、納税者から取下書が提出されたときに行うことができる。
【更正の請求】 11 一旦提出した更正の請求書は、たとえ、更正前であっても、取り下げることができないとした。 12 更正の請求書に、更正の請求の理由となった事実を証明する書類の添付がない場合、更正の請求は一切認められないとした。★	11 更正の請求書は「更正」という行政処分を求めるものであるから、更正が行われるまでは、法律効果が発生していないため、取り下げることができる。 12 更正の請求書に、更正の請求の理由となった事実を証明する書類の添付が義務付けられているのは、更正の請求の理由となった事実が、「一定期間の取引

個人課税関係誤りやすい事例（国税通則法関係）【令和6年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
13 当初申告で医療費控除の適用を失念した者に対し、「医療費控除の明細書」を添付した更正の請求書を提出させた。★ 14 給与所得者である納税者が医療費控除を受けるための令和4年分の還付申告書を令和5年4月10日に提出した。 この申告書についての更正の請求の期限は、令和4年分の法定申告期限から5年後である令和10年3月15日であるとした。 15 平成X年分（7年前）の不動産所得の金額の計算上、収入金額に算入していた賃貸料収入について、後に、判決において当該賃貸料収入に係る賃貸借契約の無効が確定したとして、当該賃貸料収入を減額する内容の平成X年分の更正の請求書を提出しようとした納税者に対し、減額更正できる期間である5年を経過しているとして、更正の請求はできないとした。	に関するものであるとき」であり、「一定期間の取引に関するもの以外」の場合は、その事実を証明する書類があるときのみ書類を添付することが義務付けられている。 したがって、「一定期間の取引に関するもの以外」で、その事実を証明する書類がないときには、書類の添付がなくても更正の請求をすることができる（通令6②）。 13 更正の請求書には、請求の理由の基礎となる「事実を証明する書類」を添付しなければならない。 したがって、医療費控除の適用を求める場合は、「事実を証明する書類」として支払った医療費の全てに係る「領収書」又は「医療費通知」を添付する必要がある（通法23③、通令6②）。 なお、電子により更正の請求書を提出する場合についても同様である。 14 申告義務がない者の還付申告書についての更正の請求は、その申告書を提出した日から5年以内であれば行うことができる（所法122、所基通122-1）。 事例の場合、還付申告書を提出した令和5年4月10日から5年後の令和10年4月10日まで更正の請求をすることができる。 15 申告、更正又は決定に係る課税標準等又は税額等の計算の基礎となった事実に関する訴えについての判決（判決と同一の効力を有する和解その他の行為を含む。）により、その事実が当該計算の基礎としたところと異なることが確定したときには、その確定した日の翌日から起算して2月以内において、更正の請求をすることができる（通法23②一）。 なお、上記の更正の請求をするに当たっても、請求理由の基礎となる事実を証する書類の添付などの要件を満たすことが必要である。 また、その課税標準の計算の基礎となった事実のうちに含まれていた無効な行為により生じた経済的成果がその行為の無効であることに基因して失われたこと等に基づいてする更正（納付すべき税額を減

個人課税関係誤りやすい事例（国税通則法関係）【令和6年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
16 平成X年分（7年前）の不動産所得の金額の計算上、収入金額に算入していた賃貸料収入について、当該賃貸料収入に係る賃貸借契約が判決において無効が確定したとして、当該賃貸料収入を減額する内容の平成X年分の更正の請求書を提出しようとした納税者に対し、判決の言渡しの日の翌日から起算して2月を超えているとして、更正の請求はできないとした。	少させる更正又は純損失等の金額で当該課税期間において生じたもの若しくは還付金の額を増加させる更正若しくはこれらの金額があるものとする更正に限る。）は、当該理由が生じた日から3年間することができる（通法71①二）。 16 通法23②より、判決等により「その事実が当該計算の基礎としたところと異なることが確定したとき」は、その判決が確定した日の翌日から起算して2月以内であればすることができるのであるから、判決の言渡しの日の翌日からではない。 なお、判決等の確定の時期の判断に当たっては、判決確定証明等により確認を行う。
17 平成X年分（7年前）の申告において、自己の事業所得として申告を行っていたAが、当該事業所得は実際にはBのものであるとする更正処分があったことを理由に、当該更正処分があった日の翌日に、当該事業所得を減額する内容の平成X年分の更正の請求書を提出したので、請求どおり平成X年分の更正処分を行った。	17 申告、更正又は決定に係る課税標準等又は税額等の計算に当たってその申告をし、又は決定を受けた者に帰属するものとされていた所得その他課税物件が他の者に帰属するものとする当該他の者に係る国税の更正又は決定があったときは、当該更正又は決定があった日の翌日から起算して2月以内において、更正の請求をすることができることとされている（通法23②二）。 しかしながら、当該更正の請求の理由は、通法71（国税の更正、決定等の期間制限の特例）に規定する事由に該当しないことから、当該更正の請求に基づく更正は、法定申告期限から5年を経過した日以後においては、することができない。
18 X年分の確定申告（黒字の事業所得のみを有し、所得控除により納付すべき税額は0円のもの。）について、事業所得に係る必要経費の計上漏れがあるとする納税者に対し、当該計上漏れを是正しても、事業所得の金額は黒字で税額に異動は生じないにもかかわらず、更正の請求ができるとした。★	18 更正の請求をすることができるのは、次の場合に限られている。 イ 納付すべき税額が過大であるとき ロ 純損失等の金額が過少であるとき ハ 還付金の額が過少であるとき 事例の場合は、純損失等の金額が生じておらず、税額にも異動がないため、更正の請求をすることはできない（通法23①）。

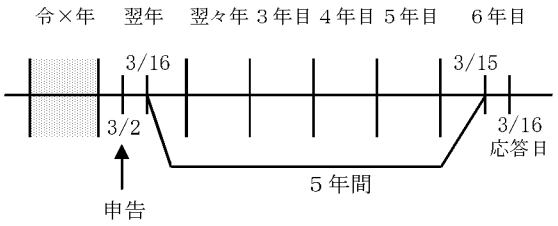
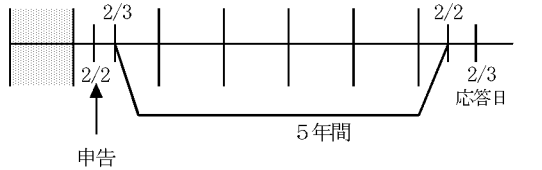
個人課税関係誤りやすい事例（国税通則法関係）【令和6年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
19 脱税事件の刑事事件判決が確定した納税者が、修正申告額よりも当該刑事事件において認定された所得金額の方が少額であったことから、当該認定所得金額までの減額を求める更正の請求を当該判決確定日の翌日から起算して2月以内に提出してきたため、当該判決文の写しを更正の請求書に添付させた上で、当該認定所得金額まで減額更正を行った。	19 通法23②（後発的事由による更正の請求）に規定している「その申告等に係る課税標準等又は税額等の計算の基礎となった事実に関する訴えについての判決」とは、民事事件の判決を指すのであり、刑事事件の判決は、更正の請求の理由とならない（通法23②一、最高裁昭60. 5. 17判決）。
20 家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例は、措置法の規定であることから、当初申告で特例計算をしていなかった場合、更正の請求により適用を受けることはできないとした。	20 家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例は、一定の場合に必要な経費を55万円（令和元年分以前は65万円）とするという規定であって、「できる」規定ではないこと及び確定申告書への特例計算をした旨の記載要件がないこと（措法27）から、更正の請求をすることができる。 （注）確定申告書に控除を受けるべき金額等の所定の事項を記載した場合等に限り適用することとされているものは、原則として、更正の請求によって適用を受けることはできない。
21 後発的事由に基づく更正の請求の事由（通法23②）には、「申告等に係る課税標準等又は税額等の計算の基礎となった事実に関する訴えについての判決（判決と同一の効力を有する和解その他の行為を含む。）」と規定されているので、裁判所の関与がなくされた当事者間での「合意」であっても、更正の請求の事由に該当するとして減額更正を行った。	21 裁判所の関与なくされた当事者間の合意は判決と同一の効力を有する和解等とはいえず、通法23②は適用されない（平3. 8. 1 裁決）。 （注）判決と同一の効力を有する和解には裁判上の和解（民訴法89）と訴え提起前の和解（同法275）のほか、例えば、民事調停（民調法16、24の3）、調停（家審法21）等があり、いずれも調書に記載することを要する（民訴法267）。
22 政党等寄附金がある場合において、確定申告の際に政党等寄附金特別控除（税額控除）の適用を受けていなかったとの申立てに対し、更正の請求により政党等寄附金特別控除（税額控除）の適用を受けることができるとした。★	22 政党等寄附金特別控除（税額控除）は、確定申告書に控除に関する記載があり、計算に関する明細書や証明書類の添付がある場合に限り適用があるものとされている（措法41の18③）から、更正の請求は認められない。 ただし、寄附金控除については、政党等寄附金特別控除（税額控除）のような記載要件等はないことから更正の請求により適用できる。

個人課税関係誤りやすい事例（国税通則法関係）【令和6年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
23 法令の解釈について課税庁が敗訴した結果、新たに判決内容に沿った法令解釈通達が公表されたが、過去に当該解釈に係る通達は公表されていないことから、国税庁長官の法令の解釈が変更されたものとはいえず、更正の請求に係る後発的事由に該当しないとした。	23 税額等の計算の基礎となった事実に係る国税庁長官が発した通達等に示されている法令の解釈が判決等に伴って変更され、変更後の解釈が国税庁長官により公表されたことにより、税額等が異なることとなる取扱いを受けることとなった場合は、その事実を知った日の翌日から起算して2月以内に更正の請求をすることができる（通法23②、通令6①五）。 なお、個々の納税者が知った日がいつであるかにかかわらず、減額更正の除斥期間は減額更正の期間制限（法定申告期限から原則5年）による（通法70①）。 （注） 1 「国税庁長官が発した通達等」には、通達のほか、国税庁ホームページ及び国税庁が作成・配布するパンフレットなど各種納税者への周知資料等が含まれる。 2 職員が公務外で執筆した書籍等において見解を表明したとしても、これは「国税庁長官の法令の解釈」には当たらない。
24 青色申告者から令和X年分に生じた純損失の金額について繰戻しによる還付請求があったため、所得税が減額となることに伴い、復興特別所得税も減額して当該還付請求を認めた。	24 青色申告者のうち、その年に生じた純損失の金額の全部又は一部を前年分の所得金額から控除したところで税額を再計算すると税額が還付となる場合など、一定の要件を満たせば、「純損失の金額の繰戻しによる所得税の還付請求手続」をすることができるが、この場合に還付請求ができるのは所得税のみであり、復興特別所得税については還付請求できない（所法142）。
25 平成30年分の所得税の確定申告をした者（申告義務あり）から、令和6年3月15日に、更正の請求をしたい旨の相談を受けたが、更正処分の期限当日なので、今から更正の請求書を提出されても更正の処理はできないとした。★	25 更正をすることができないこととなる日前6月以内にされた更正の請求に係る更正は、当該更正の請求があった日から6月を経過する日まですることができる（通法70③）。
26 平成30年12月に事業を廃止した納税者から、当該廃止した事業に係る必要経費が令和元年12月に確定したにもかかわらず、所法63《事業を廃止した場合の必要経費の特例》の適用を失念していた旨の相談があったため、令和6年3月15日までは、平成30年	26 事業の廃止後に、廃止した事業に係る必要経費が生じた場合には、所法152《各種所得の金額に異動を生じた場合の更正の請求の特例》に基づき、当該事実が生じた日の翌日から2月以内に限りて更正の請求をすることができる。

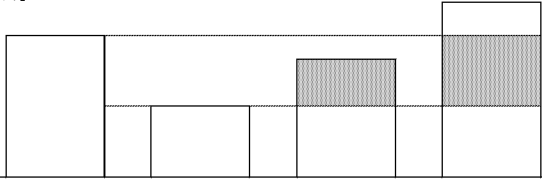
個人課税関係誤りやすい事例（国税通則法関係）【令和6年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
分の更正の請求をすることができるとした。 【更正・決定等の期間制限】 27 申告義務がある者から令和X年分の確定申告書が令和X年の翌年3月2日に提出された場合に増額更正をすることができる最終日は、提出日の5年後の3月2日であるとした。 28 給与所得者(年末調整済み)から令和X年分の医療費控除に係る還付申告書が令和X年の翌年2月2日に提出された場合、その医療費控除を減額する内容の増額更正をすることができる最終日は、その法定申告期限から5年後の3月15日までであるとした。	事例の場合、必要経費が生じた日は、令和元年12月であるため、更正の請求期限は、令和2年2月となる。 なお、所法152は、通法23①の更正の請求の特則であることから、通法23①所定の更正の請求の期限内（5年以内）であっても、所法152に定める期限（事実発生日から2月以内）を徒過した場合は、更正の請求をすることができない。 27 期限内申告書に対する増額更正の除斥期間は5年であるが、この場合の起算日は、確定申告書の提出日の翌日ではなく、法定申告期限の翌日である（通法24、70①）。 したがって、令和X年分の増額更正をすることができる最終日は、5年後の応答日の前日（3月15日）となる。  令×年 翌年 翌々年 3年目 4年目 5年目 6年目 3/16 3/2 3/15 3/16 応答日 申告 5年間 28 還付請求申告書に係る、増額更正の除斥期間の起算日はその申告書の提出日の翌日である（通法24、70①）。 したがって、令和X年分の医療費控除を減額する増額更正をすることができる最終日は、その5年後の応答日の前日（2月2日）である。  令×年 翌年 翌々年 3年目 4年目 5年目 6年目 2/3 2/2 2/2 2/3 応答日 申告 5年間

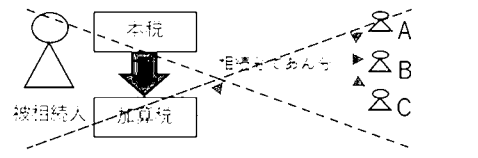
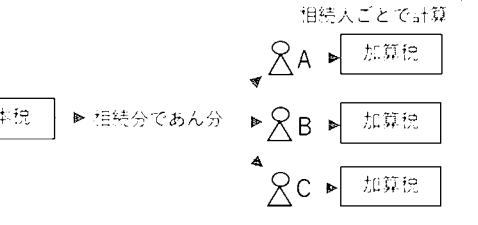
個人課税関係誤りやすい事例（国税通則法関係）【令和6年版】

誤った取扱い		正しい取扱い	
【参考：国税の更正、決定等の期間制限等】			
更正（増額・減額）又は決定	法定申告期限から5年（通法70①一）（注）	法定申告期限から7年（通法70⑤）	
加算税の賦課決定	納税義務成立の日（法定申告期限経過の時）から5年（通法70①三、通法15②十四）		
更正の除斥期間の終了する日前6月以内に提出された更正の請求に係る更正又はそれに伴う加算税の賦課決定	その更正の請求日から6月を経過する日（通法70③）		
更正又は決定の除斥期間の終了する日前3月以内に提出された期限後申告書の提出に係る無申告加算税の賦課決定	その期限後申告書の提出日から3月を経過する日（通法70④） ※ 令和2年4月1日以後に法定申告期限が到来する国税について適用		
（注） 更正又は決定の場合の起算日は、法定申告期限（還付請求申告書に係る更正は、申告書の提出日。 還付請求申告書の提出がない場合にする決定又はその決定後の更正は、納付すべき税額があるとした場合の法定申告期限）の翌日である（通法70①一かつこ書、通令29①）。			
29 税額に異動はないが所得金額が増加するため修正申告をするよう指導した（純損失等の金額に係るものではない。）。		29 修正申告は、税額を増加させる場合又は純損失等が過大である場合にすることができるのであって、所得金額が増加しても税額が増加しない場合は、することができない（通法19①、大阪地裁昭56.11.13判決）。	
30 本人から任意に提出された修正申告書については受取拒否できないため、何年前の修正申告書でも提出できるとした。		30 国税の徴収権は、偽りその他不正の行為により税額を免れた場合を除き、その法定納期限から5年間行使しないときには時効により消滅することとなるので、法定納期限から5年を超えた年分の修正申告書は提出することができない（通法72、73）。	
31 更正決定期間は、法定申告期限から5年間であるから、国外取引等の申告漏れについても、法定申告期限から5年間が経過すると、更正決定はできないとした。		31 令和2年4月1日以後に法定申告期限等が到来する国税について、国外取引等の課税に係る更正決定等の期間制限に関し、次のイに掲げる事由が生じた場合において、次のロに掲げる事由に基づいてする更正決定等については、租税条約等の相手国等に対して情報提供要請に係る書面が発せられた日から3年間を行うことができることとされている（通法71①四、令2改通法附則52②）。 イ 国税庁等の当該職員が納税者に国外取引又は国外財産に関する書類又はその写しの提示等を求めた場合において、その提示等を求めた日から60日を超えない範囲内においてその準備に通常要する	

個人課税関係誤りやすい事例（国税通則法関係）【令和6年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
32 調査の結果、<u>6年前及び7年前の年分</u>に偽りその他不正の行為があったことから7年前までの各年分に係る所得税等の修正申告書を徴し、その後、7年前の年分に係る所得控除が過大であること（単純な計算誤り）が判明した場合に、当該所得控除の誤りについては、偽りその他不正の行為がないため、修正申告ができないとした。 【過少申告加算税】 33 職権による減額更正の後に修正申告書が提出された場合、修正申告による増差税額全額に対し、過少申告加算税を賦課した。 34 令和X1年分から令和X3年分までの実地調査に係る事前通知を行った後、具体的な非違を指摘するまでの間に、調査対象者から提出された調査対象年分の修正申告書（当初期限内申告）について、更正を予知しない修正申告書に該当するため、過少申告加算税を賦課できないとした。★	日数を勘案して当該職員が指定する日までにその提示等がなかったこと ロ 国税庁長官が租税条約等の規定に基づきその租税条約等の相手国等上記イの国外取引又は国外財産に関する情報提供要請をした場合（一定の制限あり。）において、その課税標準等又は税額等に関し、租税条約等の相手国等から提供があった情報に照らし非違があると認められること 32 <u>6年前及び7年前に偽りその他不正の行為があった場合には、偽りその他不正の行為により全部又はその一部を免れた部分（税額）だけでなく、当該国税の全体が7年の除斥期間に服することになるから、偽りその他不正の行為に起因する税額が是正された後であっても、所得控除の誤りに係る修正申告をすることができる。</u> 33 職権による減額更正がなされている場合は、当初申告税額に達するまでの税額は加算税の対象額から控除することとなる（通法65⑤二）。 【例】  ※ 網掛け部分は加算税を賦課しない。 34 平成29年1月1日以降に法定申告期限等が到来する国税については、調査対象税目、調査対象期間及び実地調査を行う旨の通知以降、かつ、その調査があったことにより更正を予知する前にされた修正申告に基づく過少申告加算税の割合については、5%（期限内申告税額と50万円のいずれか多い額を超える部分は10%）とされた（通法65①②、平28改通法附則54③）。 したがって、事例の場合、調査対象の全年分について5%（加重分については10%）の割合で過少申

個人課税関係誤りやすい事例（国税通則法関係）【令和6年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
35 相続人が、被相続人に係る準確定申告書について修正申告書を提出した場合の加算税の計算について、当該加算税は「被相続人に課されるべき国税」であり、「被相続人から承継した国税」に該当することから、本税に対する加算税を計算した後、当該加算税を相続分であん分して計算した。	35 「被相続人に課されるべき国税」とは、相続開始の時点において、被相続人につき既にその課税要件を充足し、国税の納付義務が成立しているがまだ申告、更正決定等の確定手続が行われておらず、その結果、納税義務が具体的に確定するに至っていない国税をいうから、相続人が、被相続人に係る準確定申告書について修正申告書を提出した場合の加算税は、相続開始の時点において「被相続人に課されるべき国税」とはいえない（通法5）。 したがって、事例の加算税は、各相続人単位で計算する必要がある（本税の額を相続人分であん分し、当該金額を基に計算する。なお、各相続人に係る加算税額が5,000円未満となる場合は、当該相続人に対して加算税は賦課しない。）（通法118③、通法119④、通基通5条関係の4）。
【イメージ】被相続人の提出した確定申告について更正を行う場合 	
36 期限後申告等があった場合の加算税の賦課決定期限は、法定申告期限から5年間であるから、法定申告期限から4年11か月後に自主的な期限後申告書が提出された場合であっても、法定申告期限から5年を経過した場合は、無申告加算税が賦課できないとした。 【加重分】 37 過少申告加算税の累積増差税額の計算に当たって、納付すべき税額のうち、修正申告の基礎とされなかったことについて正当な理由があると認めら	36 令和2年4月1日以後に法定申告期限等が到来する国税について、賦課決定をすることができなくなる日前3月以内にされた納税申告書の提出（調査による更正決定を予知してされたものを除く。）に係る無申告加算税（5%）の賦課決定については、当該申告書の提出がされた日から3月を経過する日まで行うことができる（通法70④、令2改通法附則52①）。 37 累積増差税額の計算に当たっては、納付すべき税額のうち、修正申告の基礎とされなかったことについて正当な理由があると認められる部分は加算し

個人課税関係誤りやすい事例（国税通則法関係）【令和6年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
れる部分も加算した。	ない（通法65②③⑤）。 なお、次の事由があるときも、それに相当する部分の金額は、累積増差税額に加算しない。 イ 納付すべき税額を減額させる更正によって減額された部分 ロ 不服申立て又は訴えについての決定、裁決又は判決による更正の全部又は一部の取消しがされた部分 ハ 同年分の先の調査時の重加対象税額に相当する部分（付表八の三の記載要領(7)参照）
38 期限内に提出した国外財産調書に記載がない国外財産である預金に係る利子が申告漏れであったとする修正申告書（当初申告は期限内申告）が提出されたが、自主的な修正申告であるため、加算税を賦課しなかった。	38 自主修正（通法65⑥（令和5年12月31日までは通法65⑤）適用）の場合でも、国送法6③の加重措置は適用されるため、事例の場合、5%の過少申告加算税を賦課する（平29.9.1裁決）。
39 令和X2年4月に令和X1年分の期限後申告を行った後、同年8月に国外財産の申告漏れに気付いて自主的に修正申告をし、同年9月に令和X1年12月31日分の国外財産調書を提出した者に対し、同調書は期限内に提出されたものとみなされることから、軽減措置の適用があったとした。	39 国送法第6⑥は、国外財産調書が提出期限後に提出されたことを前提とし、それ以後に修正申告書の提出があった場合（修正申告書の提出があった場合において、国外財産調書が提出されていることを要件とするもの）の取扱いを定めたものであるため、自主修正申告書の提出後に国外財産調書が提出された場合には、当該国外財産調書は期限内に提出されたものとはみなされず、事例の場合、5%を加重した加算税を賦課する（平29.9.1裁決）。
【無申告加算税】 40 申告納税額200,000円の令和X年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書（期限後申告書）が令和X年の翌年4月1日に自主的に提出されたため、無申告加算税10,000円を賦課決定した。 なお、納税者は口座振替納付を選択していたが、この申告納税額200,000円を、期限後申告書を提出する前日（3月31日）に納付していた。★	40 期限後申告書の提出が、調査があったことにより決定を予知してされたものではなく、期限内申告書を提出する意思があったと認められる一定の場合（注）で、かつ、法定申告期限から1月を経過する日までに提出されたものに該当するため、無申告加算税を課さない（通法66⑨（令和5年12月31日までは通法66⑦）、通令27の2）。 なお、上記に該当する期限後申告書の提出があった場合で、その後に修正申告書の提出又は更正があったときは、過少申告加算税が課されることとなる（通法65①かつこ書）。

個人課税関係誤りやすい事例（国税通則法関係）【令和6年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
41 確定申告期限後に提出された還付申告書について還付金の額を減少させる修正申告書の提出があった場合に、無申告加算税を賦課した。	(注) 1 「一定の場合」とは、次の全ての要件を満たしている場合をいう。 イ 期限後申告書の提出があった日の前日から5年前の日までの間に、その期限後申告書に係る国税の属する税目について、期限後申告書の提出又は決定があったことによる無申告加算税又は重加算税（無申告重加算税）を賦課されたことのない場合で、通法66⑨（令和5年12月31日までは通法66⑦）の適用を受けていないとき ロ 当該期限後申告書に係る納付すべき税額の全額が、法定納期限（口座振替納付の手続の依頼を税務署長等が受けていた場合には、その期限後申告書を提出した日）までに納付されていた場合 2 この取扱いは「無申告加算税を賦課しない」とこととしたものであって、「期限後申告を期限内申告として取り扱うこととしたもの」ではないため、上記の要件を満たしている場合であっても、期限内申告を要件とする特典等（55万円（一定の要件を満たす場合は65万円）の青色申告特別控除など）は認められない。 41 還付を受けるための申告書で、期限内申告書以外のものを「還付請求申告書」という（通法61①二、通令26①）。 期限内申告書又は還付請求申告書が提出された場合において、修正申告書の提出又は更正があったときは、当該納税者に対し、過少申告加算税を賦課することとなる（通法65①）。なお、還付請求申告書は、課税標準や税額等を正当に計算した場合に、当該申告書の提出により納付すべき税額がないものに限られるため、確定申告期限後に還付申告があった場合で、その後の更正又は修正申告によって生じた増差税額が当初申告の還付金の額に満たない場合は、増差税額に対して過少申告加算税を課すこととなるが、当該増差税額が当初申告に係る還付金の額を超える場合は、還付請求申告書に対してなされた更正又は修正とはいえ、増差税額に対して無申告加算税を賦課することとなる（通法17②、18②、

個人課税関係誤りやすい事例（国税通則法関係）【令和6年版】

誤った取扱い	正しい取扱い																
	66①、通令26)。 (参考) ○所得税の還付申告に対する修正申告又は更正に係る加算税の関係 <table><tr><th colspan="2">当初申告</th><th>修正申告又は更正後の第3期分の税額</th><th>加算税の種類</th></tr><tr><td rowspan="2">所法120の還付請求申告書(申告義務あり)</td><td rowspan="2">期限後申告書</td><td>還付又は0円※</td><td>過少申告加算税</td></tr><tr><td>納付</td><td>無申告加算税</td></tr><tr><td rowspan="2">所法122の還付請求申告書(申告義務なし)</td><td rowspan="2">確定申告期限後に提出</td><td>還付又は0円※</td><td>過少申告加算税</td></tr><tr><td>納付</td><td>無申告加算税</td></tr></table> ※ 通令26に規定する還付請求申告書 ※ 令和3年分以後(令和4年1月1日以後に提出期限が到来する申告書)については、下段のみとなる。	当初申告		修正申告又は更正後の第3期分の税額	加算税の種類	所法120の還付請求申告書(申告義務あり)	期限後申告書	還付又は0円※	過少申告加算税	納付	無申告加算税	所法122の還付請求申告書(申告義務なし)	確定申告期限後に提出	還付又は0円※	過少申告加算税	納付	無申告加算税
当初申告		修正申告又は更正後の第3期分の税額	加算税の種類														
所法120の還付請求申告書(申告義務あり)	期限後申告書	還付又は0円※	過少申告加算税														
		納付	無申告加算税														
所法122の還付請求申告書(申告義務なし)	確定申告期限後に提出	還付又は0円※	過少申告加算税														
		納付	無申告加算税														
42 調査の結果、納税者から税務署が指摘していない内容を含む期限後申告書が提出されたため、当該指摘していない内容については、「更正又は決定を予告してされたものではないとき」に該当するとして、これに係る税額相当部分に対しては5%の割合による無申告加算税を賦課することとした。	42 通法66⑧（(令和5年12月31日までは通法66⑥)） は、「期限後申告書の提出」が更正又は決定を予告していなかった場合には、無申告加算税の割合を5%とする旨規定しているから、適用されるか否かはその提出自体が更正又は決定を予告していたか否かにより判断することとなり、その内容に更正又は決定を予告していなかった部分があるか否かによって判断するものではない。 したがって、調査において税務署が指摘していない内容を含む期限後申告書が提出された場合であっても、その提出自体が税務署の指摘に基づいてされたものである限り、通法66⑧（令和5年12月31日までは通法66⑥）を適用して5%の割合による無申告加算税を賦課するのではなく、全体に対して15%の無申告加算税を賦課することとなる。																
43 調査の結果、令和X年分の期限後申告書(申告納税額600,000円)が提出されたため、無申告加算税90,000円を賦課決定した。	43 無申告加算税の対象となる納付すべき税額が50万円を超えるときは、その超える部分に対する無申告加算税の割合は20%となるから、事例の無申告加算税の額は95,000円となる（通法66②）。 なお、この期限後申告書の提出が決定を予告してされたものでない場合（いわゆる自主的申告の場合）は、上記にかかわらず、無申告加算税は納付すべき税額の5%となる。 ※ 令和6年1月1日以後に法定申告期限が到来する国税については、無申告加算税の対象となる納付すべき税額が300万円を超えるときは、その超える部分に対する無申告加算税の割合は30%となる（通法66③）。																

個人課税関係誤りやすい事例（国税通則法関係）【令和6年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
44 調査の結果、令和5年6月に令和4年分の期限後申告書が提出された。 納税者は、令和元年9月にも自主的な期限後申告書を提出し、無申告加算税を賦課されていたことから、無申告加算税の割合15%に10%を加算して無申告加算税を賦課した。★	44 調査の結果、決定を予知して提出された期限後申告書に係る無申告加算税について、当該期限後申告書の提出等があった日の前日から起算して5年前までの間に、無申告加算税（期限後申告書等の提出が更正予知によるものに限る。）を課されたことがある場合には、無申告加算税の割合に10%を加算して無申告加算税を賦課する（通法66⑥（令和5年12月31日までは通法66④））。 事例の場合、平成元年9月に賦課された無申告加算税は決定予知によらないものであるため、令和4年分の期限後申告書に対する無申告加算税の割合は、15%となる。 （注）短期累犯に係る加重措置は、平成29年1月1日以降に法定申告期限等が到来する国税について、適用される。
45 調査の結果、令和6年6月に令和3年分～5年分の期限後申告書が提出された。 当該期限後申告書は、同日に提出されたため、繰り返し行われる無申告行為には該当しないものとして、各年分について15%の割合で無申告加算税を賦課した。★	45 令和6年1月1日以後に法定申告期限が到来する国税について、期限後申告等があった場合において、その期限後申告等に係る国税の前年及び前々年の当該国税の属する税目について、「無申告加算税（期限後申告又は修正申告が、調査通知前に、かつ、更正予知する前にされたものであるときに課されたものを除く。）を課されたことがあるとき若しくは無申告加算税に代えて課される重加算税（以下「特定無申告加算税等」という。）を課されたことがあるとき」、又は「特定無申告加算税等に係る賦課決定をすべきと認めるとき」は、その期限後申告等に基づき課する無申告加算税等の額は、その期限後申告等に基づいて納付すべき税額に10%の割合を乗じて計算した金額を加算した金額となる（通法66⑥二、68④二）。 事例の場合、令和5年分の前年及び前々年である令和4年及び令和3年分の期限後申告が、「特定無申告加算税等に係る賦課決定をすべきと認めるとき」に該当するため、令和5年分の期限後申告に対する無申告加算税の割合は、15%に10%を加算した25%となる（通法66⑥（令和5年12月31日までは通法66⑤）、令5改通法附則23③）。

個人課税関係誤りやすい事例（国税通則法関係）【令和6年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
<u>46 調査の結果、令和6年6月に令和3年及び令和4年分の修正申告書（当初申告は自主的な期限後申告書）並びに令和5年分の期限後申告書が提出された。</u> <u>令和3年分及び令和4年分において、既に自主的な期限後申告書が提出されており、3年連続無申告ではないので、令和5年分については15%の割合で無申告加算税を賦課決定した。★</u>	<u>46 令和6年1月1日以後に法定申告期限が到来する国税の、期限後申告等があった場合において、その期限後申告等に係る国税の前年及び前々年の当該国税の属する税目について、「無申告加算税（期限後申告又は修正申告が、調査通知前に、かつ、更正予知する前にされたものであるときに課されたものを除く。）を課されたことがあるとき若しくは無申告加算税に代えて課される重加算税（以下「特定無申告加算税等」という。）を課されたことがあるとき」、又は「特定無申告加算税等に係る賦課決定をすべきと認めるとき」は、その期限後申告等に基づき課する無申告加算税等の額は、その期限後申告等に基づいて納付すべき税額に10%の割合を乗じて計算した金額を加算した金額となる（通法66⑥二、68④二）。</u> <u>この特定無申告加算税等には、通法66①二に規定する期限後申告書の提出があった後に修正申告書を提出した場合に課される無申告加算税も含まれる（通法66⑥二）。</u> <u>したがって、事例の場合、令和5年分の前年（令和4年分）及び前々年（令和3年分）において、自主的な期限後申告書の提出があった後に修正申告書を提出したことにより無申告加算税が課されることとなるため、令和5年分の期限後申告に対する無申告加算税の割合は、15%に10%を加算した25%となる（通法66⑥二）。</u>
<u>47 令和3年分から令和5年分までの年分について無申告である納税者に対し調査通知を行ったところ、<u>実地調査に着手する前に、各年分の期限後申告書（決定があるべきことを予知していない場合に該当）が提出されたので、令和5年分につき、一定期間に繰り返し行われる無申告行為に対する無申告加算税等の加重措置は適用されないと考え、10%の割合の無申告加算税を賦課決定した。★</u></u>	<u>47 令和6年1月1日以後に法定申告期限が到来する国税の、期限後申告等があった場合において、その期限後申告等に係る国税の前年及び前々年の当該国税の属する税目について、「無申告加算税（期限後申告又は修正申告が、調査通知前に、かつ、更正予知する前にされたものであるときに課されたものを除く。）を課されたことがあるとき若しくは無申告加算税に代えて課される重加算税（以下「特定無申告加算税等」という。）を課されたことがあるとき」、又は「特定無申告加算税等に係る賦課決定をすべきと認めるとき」は、その期限後申告等に基づき課する無申告加算税等の額は、その期限後申告等に基づいて納付すべき税額に10%の割合を乗じて計算した金額を加算した金額となる（通法66⑥二、68④二）。</u> <u>したがって、当該無申告加算税等の加重措置は、</u>

個人課税関係誤りやすい事例（国税通則法関係）【令和6年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
48 調査の結果に基づき、納税者から令和3年分から令和5年分の期限後申告書が提出されたため、令和5年分の期限後申告に基づいて納付すべきこととなる税額については、一定期間に繰り返し行われる無申告行為に対する無申告加算税等の加重措置（10%）を適用するところ、納税者は、当該期限後申告書の提出日の前日から起算して5年前までの間に、調査による無申告加算税を賦課されたことがあるため、更に10%加算し35%の割合で賦課決定した。★	<u>更正決定を予知して提出された期限後申告等に限らず、「調査通知後、かつ、更正決定予知前に提出された期限後申告書等」も当該加重措置の適用対象となる。</u> <u>事例の場合、令和3年分及び令和4年分の期限後申告書は、「調査通知後、かつ、決定予知前に提出された期限後申告書等」に該当するため、令和5年分の期限後申告に対する無申告加算税の割合は、10%に10%を加算した20%となる（通法66⑥二）。</u> 48 令和6年1月1日以後に法定申告期限が到来する国税の、期限後申告等があった場合において、その期限後申告等に係る国税の前年及び前々年の当該国税の属する税目について、「無申告加算税（期限後申告又は修正申告が、調査通知前に、かつ、更正予知する前にされたものであるときに課されたものを除く。）を課されたことがあるとき若しくは無申告加算税に代えて課される重加算税（以下「特定無申告加算税等」という。）を課されたことがあるとき」、又は「特定無申告加算税等に係る賦課決定をすべきと認めるとき」は、その期限後申告等に基づき課する無申告加算税等の額は、その期限後申告等に基づいて納付すべき税額に10%の割合を乗じて計算した金額を加算した金額となる（通法66⑥二、68④二）。 <u>なお、上記通法66⑥二及び同法68④二に規定する一定期間に繰り返し行われる無申告行為に対する無申告加算税等の加重措置（連年無申告による加重措置）に該当し、更に、通法66⑥一及び同法68④一に規定する過去5年以内に無申告加算税等を課された場合の加重措置（短期累犯による加重措置）にも該当する場合であっても、どちらか一方の加重措置のみを適用し、重複適用はしないこととされている（通法66⑥、68④）。</u> <u>したがって、事例の場合、連年無申告による加重措置の適用要件と短期累犯による加重措置の適用要件との両方に該当する場合であっても重複して適用しないため、令和5年分の期限後申告に対する無申告加算税の割合は、10%を加算した25%となる（通法66⑥）。</u>

個人課税関係誤りやすい事例（国税通則法関係）【令和6年版】

誤った取扱い	正しい取扱い								
<u>49 調査の結果に基づき、納税者から令和3年分から令和5年分の期限後申告書が提出された。</u> 令和4年分及び令和5年分については無申告加算税の賦課決定の対象となり、令和3年分については通法119④（国税の確定金額の端数計算等）に該当し、無申告加算税が不徴収となったが、「無申告加算税等を賦課決定すべきと認められるとき」に該当するため、令和5年分の期限後申告に対する無申告加算税につき、一定期間に繰り返し行われる無申告行為に対する無申告加算税等の加重措置（10%）を適用した。★	<u>49 通法119④の規定により、無申告加算税又は重加算税の全額が切り捨てられた、又は切り捨てられる場合については、通法66⑥二に規定する「特定無申告加算税等を課されたことがあり、又は特定無申告加算税等に係る賦課決定をすべきと認める場合」には該当しないため、一定期間に繰り返し行われる無申告行為に対する無申告加算税等の加重措置の適用はない（通法66⑥、通法119④、平12. 7. 3付「申告所得税及び復興特別所得税の過少申告加算税及び無申告加算税の取扱いについて（事務運営指針）」の第2の6）。</u> 事例の場合、令和3年分については無申告加算税が不徴収であるため、「特定無申告加算税等を課されたことがあり、又は特定無申告加算税等に係る賦課決定をすべきと認める場合」に該当しないことから、一定期間に繰り返し行われる無申告行為に対する無申告加算税等の加重措置の適用はない。 ※ 短期累犯による無申告加算税等の加重措置の適用判定に当たっても同様。								
【重加算税】 50 調査の結果、一部が重加算税となり、過少申告加算税の加重分があったため、加重分より先に、加重分以外の部分に代えて重加算税を賦課した。	50 「隠蔽・仮装」の行為があった場合、過少申告加算税に代えて重加算税が賦課されることとなるが、過少申告加算税対象額に加重分がある場合には、加算税額は加重部分から先に充てて重加算税を賦課することとなる（通令27の3）。 【例】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>期限内申告税額</td> <td>200万円</td> </tr> <tr> <td>増差税額</td> <td>900万円</td> </tr> <tr> <td>内 重加対象税額</td> <td>100万円</td> </tr> </tbody> </table>	項目	金額	期限内申告税額	200万円	増差税額	900万円	内 重加対象税額	100万円
項目	金額								
期限内申告税額	200万円								
増差税額	900万円								
内 重加対象税額	100万円								
51 重加算税と過少申告加算税の両方が賦課される場合に、合計額で不徴収基準の判定をした。	51 重加算税と過少申告加算税の両方が賦課される場合の不徴収基準の判定は、それぞれの加算税の額で判断する（通法119④、平12. 7. 3付「申告所得税及								

個人課税関係誤りやすい事例（国税通則法関係）【令和6年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
52 消費税の基準期間において「隠蔽・仮装」の行為があり、その課税売上高が1,000万円超となったことに連動して、新たに本課税期間の消費税の申告義務が生じた場合、基準期間及び本課税期間ともに「隠蔽・仮装」に基づくものとして重加算税を賦課した。	び復興特別所得税の過少申告加算税及び無申告加算税の取扱いについて(事務運営指針)」の第3の6)。 52 基準期間の「隠蔽・仮装」により新たに申告義務が生じたという事実のみをもって、本課税期間の増差税額全額に重加算税を賦課するのは相当でなく、無申告加算税を賦課することとなる(平12.7.3付「消費税及び地方消費税の更正等及び加算税の取扱いについて(事務運営指針)」の第2のIVの5)。 なお、各課税期間の消費税の納税義務を隠蔽するために、これに対応する基準期間の課税売上高の一部を隠蔽する行為が、客観的にみて各課税期間の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の隠蔽行為と評価することができる場合については、消費税の増差税額の全額について、無申告重加算税を賦課する(平21.6.26付『個人課税事務提要(事務手続編)』の制定について(事務運営指針))。
【不服審査】 53 白色申告者から提出された更正の請求について、請求の一部を認容する場合又は更正の請求に理由がない旨の通知をする場合に係る不服申立ては、再調査の請求と審査請求との選択ができないとした。 54 再調査の請求及び審査請求は、処分があったことを知った日の翌日から2月以内に行わなければならないとした。	53 平成28年4月以降に税務署長がした処分に不服がある者は、青色申告者か白色申告者かにかかわらず、再調査の請求若しくは直接審査請求を選択することができる(通法75①)。 54 平成28年4月1日以降に行われる処分に係る不服申立てについては、再調査の請求及び審査請求ともに、処分があったことを知った日の翌日から3月以内に行うことができる。(通法77①) ただし、再調査の請求の決定後に行う審査請求については決定書の送達日の翌日から1月以内に行わなければならない(通法77②)。
【その他】 55 入退院を繰り返す納税者について、その息子から「予定納税通知書を私あてに送付して欲しい」との申し出があったため、息子の住所地に送付することとした。	55 納税管理人がある場合や相続があった場合などの例外を除き、送達を受けるべき者(納税者本人)の住所又は居所(事務所及び事業所を含む。)に送達することとされている(通法12①、通基通12条関係)。 なお、納税管理人の届出書は、納税者が国内に住

個人課税関係誤りやすい事例（国税通則法関係）【令和6年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
56 災害その他やむを得ない理由による申告期限の延長について、申告期限から2月以内とした。 57 災害その他やむを得ない理由による申告期限の延長の申請は、確定申告期限までに提出しなければならないとした。 58 仕事の都合で海外へ出張しているとの理由は、通法11に規定する「災害その他やむを得ない理由」に該当するとして、申告期限の延長を認めた。	所等を有していない又は有しないこととなる場合に提出する届出書であり、国内に住所等を有する場合は提出することができない。 56 災害その他やむを得ない理由がやんだ日から2月以内となる（通法11）。 57 「申告期限の延長」は、地域指定による場合を除き、書面による申請が必要とされているが、この申請は、災害その他やむを得ない理由がやんだ後相当の期間内に行われなければならないこととされている（通令3）。 58 仕事の都合で海外へ出張しているとの理由は、申告等をする者の重傷病その他の自己の責めに帰さないやむを得ない事実にあたらないことから、「災害その他やむを得ない理由」に該当しない。 なお、申告等の行為の不能に直接因果関係を有する事実としては、次のものがある（通基通11条関係の1）。 イ 地震、暴風、豪雨、豪雪、津波、落雷、地滑り、その他の自然現象の異変による災害 ロ 火災、火薬類の爆発、ガス爆発、交通途絶その他の人為による異常な災害 ハ 申告等をする者の重傷病、申告等に用いる電子情報処理組織で国税庁が運用するものの期限間際の使用不能その他の自己の責めに帰さないやむを得ない事実